

令和3年度（案）長崎市利用者負担額【保育料】

【 】内はひとり親世帯、世帯員に障害者がいる世帯

1号認定	2・3号認定	区 分	3号		1号・2号	
			保育標準時間	保育短時間		
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円 (副食費も免除)	
B	B	市民税非課税世帯				
	C	非課税	16,000円 【7,500円】	14,400円 【6,700円】		
D1	D1	市民税所得割課税額	48,600円未満	24,000円 【9,000円】	21,600円 【8,100円】	0円 (副食費は実費負担) ※ 第3子以降は免除 (数え方は裏面参照)
			77,101円未満	24,000円	21,600円	
D2	D2		169,000円未満	37,000円	33,300円	
D3	D3		301,000円未満	47,000円	42,300円	
D4	D4		397,000円未満	51,000円	45,900円	
D5	D5		397,000円以上	58,000円	52,200円	

(注1) 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、年度末までは3号認定の保育料となります。

(注2) 市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・ふるさと納税（寄付金）控除などの税額控除（調整控除除く）前の税額となります。

(注3) 利用者負担額【保育料】は、主に父と母（場合によっては、祖父または祖母）の市民税所得割課税額の合算額で計算します。

多子世帯の負担軽減措置

次の条件に当てはまる場合は、保育料を半額もしくは0円とします。

- ・ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。ただし、市民税所得割課税額97,000円未満(D1階層以下)の世帯は、同一世帯の最年長の子ども(概ね満18歳までの子ども)から数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。
- ・ ひとり親世帯等の市民税所得割課税額77,101円未満の世帯は、同一世帯の最年長の子ども(概ね満18歳までの子ども)から数えて、2人目以降は0円とします。

副食費（おかず・おやつ代）の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まり、1号・2号認定の保育料については無償化されましたが、これまで2号認定の保育料に含まれていた副食費(おかず・おやつ代)は、実費(各施設が定める額)を各施設に支払うこととなります。(世帯状況により免除される場合があります。下記参照)

なお、3号認定の子どもについては、従来通り給食費が保育料に含まれていますので、実費額の負担はありません。

副食費免除対象者確認表

1号認定	2号認定	区 分		1号認定			2号認定										
				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降								
A	A	生活保護世帯		免除			免除										
B	B	市民税非課税世帯															
	C	C	非課税														
48,600円未満																	
D1	D1	市民税所得割課税額	77,101円未満	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)			免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)										
			97,000円未満														
			D2	D2	169,000円未満	実費負担 (施設ごとに異なります)			実費負担 (施設ごとに異なります)								
			D3	D3	301,000円未満												
			D4	D4	397,000円未満							免除 (小学校3年生までの範囲で子の数を数える)			免除 (小学校就学前までの範囲で子の数を数える)		
			D5	D5	397,000円以上												